

国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する不正防止計画

2024年 10月 24日

コンプライアンス推進責任者（学部長及び研究所長）

「国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する規程」第5条に基づき、公的研究費の適正な管理・運営を行うため、不正防止計画を策定し、実施することとする。

1. 機関内の責任体系の明確化

不正が発生しやすい要因	2024年度防止計画の具体的な内容
公的研究費の運営・管理に係る各責任者の責任意識の低下	「国際武道大学における公的研究費の取扱いに関する規程」を必要に応じて見直し、責任体制や権限について明確化するとともに、大学公式ホームページ上で公表し、学内外に周知する。
監事に求められる役割が不明確	監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、意見を述べる。また、モニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、理事会等で意見を述べる。状況に応じて、理事長を通して、学長へ意見書を通達する。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

不正が発生しやすい要因	2024年度防止計画の具体的な内容
公的研究費の使用ルールに関する研究者の理解度不足	研究者へ使用ルールを配布するとともに、研究者を対象とした説明会等の開催（科研費採択対象者説明会、研究倫理研修、eラーニング等）により、使用ルールや不正事例を紹介することにより理解度を高め、適正な使用を徹底する。説明会には事務担当者も出席し、認識の共有を図る。
公的研究費が国民の税金を財源としているという意識の低下	研究者及び事務職員の意識向上を図るため、行動規範を大学公式ホームページ上で公表し、学内外に周知する。また、公的研究費の使用・管理に関わる全ての者から、関係規程・ルール等を遵守する旨の誓約書の提出を義務付ける。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

不正が発生しやすい要因	2024年度防止計画の具体的な内容
不正発生要因を適切に把握せずに不正防止計画を策定	不正防止計画推進部署である研究支援センター事務室は公的研究費の運営・管理に係る会計課及び総務課と連携を取り、不正発生要因について随時状況共有を図り、定期的に不正防止計画の内容を見直しを行う。
不正防止計画の周知不足	不正使用の防止について、研究者及び事務職員に対し、ルールの理解を一層深めていくようなコンプライアンス教育、研究倫理教育及び啓発活動を定期的に（四半期に一度）行う。

4. 研究費の適正な運営・管理活動

不正が発生しやすい要因	2024年度防止計画の具体的な内容
予算執行が年度末へ集中することによる確認不足	事務担当者は定期的に予算の執行状況を確認し、予算執行率の低い研究者に対して執行を促す。また、研究費を年度内に使い切れずに返還しても、その後の採択等に悪影響はないことを周知する。
研究者と取引業者との関係が緊密化することによる不正取引の誘発	取引業者から不正な取引・不適切な契約を行わない旨の誓約書の提出を義務付ける。不正な取引に関与した業者については取引停止を含めた厳正な対処を行う。
謝金に係る実態確認が不十分	当該謝金に対する成果物や報告書等、実態を確認できるものの提出を求める。
出張に係る事実確認が不十分	出張報告書とともに、出張業務に関する資料等、航空機の搭乗券の半券、宿泊先の領収書等、事実を確認できるものの提出を必要に応じて求める。

5. 情報発信・共有化の推進

不正が発生しやすい要因	2024年度防止計画の具体的な内容
公的研究費の不正への取り組みに関する大学の基本方針等について、外部への公表が不十分	引き続き、公的研究費の取扱いに関する規程、行動規範、学内使用ルール、不正防止計画、相談窓口、通報窓口、取引業者への対応、内部監査マニュアル等を集約化して大学公式ホームページに掲載し、積極的な情報発信を行う。

6. モニタリングの在り方

不正が発生しやすい要因	2024年度防止計画の具体的な内容
内部監査は事後監査を中心としているため、不正発生要因に着目したモニタリングが不十分	内部監査マニュアルに基づき、不正発生のリスクが高いと思われる場合は、必要に応じてリスクアプローチ監査を実施する。また、内部監査は原則、前年度分の経費を対象に実施しているが、現状予見されるリスクについても考察する視点を持つようにする。事務担当者間で連携を密にするとともに、研究者に対してヒアリング等を行うなどし、不正発生要因の把握に努める。